



中城村

第五次総合計画

基本構想・基本計画（前期）

（第Ⅱ期中城村まち・ひと・しごと創生総合戦略）

中城村第五次総合計画

基本構想・基本計画（前期）

（第Ⅱ期中城村まち・ひと・しごと創生総合戦略）

令和5年3月

中城村



ごあいさつ

『中城が好き ～誇りと愛着が生み出す とよむ中城～』

の実現を目指して

中城村第一次総合計画が策定されて40年余。先人の方々のご尽力により、四次にわたる総合計画を基に様々な施策が実施されてきた成果が実り、中城村の人口は当時の2倍超となる2万2千人余まで増えました。「心豊かな暮らし ～住みたい村、とよむ中城～」を目指して、ここまで中城が発展してきたことは、ひとえに村民の皆様のご協力があったからこそであり、行政の長として心より感謝申し上げます。

特にこの10年においては、こども医療費助成や待機児童解消等の子育て支援の拡充、コミュニティバス（護佐丸バス）の運行開始、護佐丸歴史資料図書館や役場新庁舎の建設等の事業実施により、南上原地区土地区画整理事業の進捗とも相まって、劇的な成長を遂げてきていると感じております。

しかしながら、日本の総人口が減少に転じて久しく、本村においてもそう遠くない将来、人口減少に転じる可能性もあり、新しい時代に対応しうる施策を進めていく必要があります。そのための指針として、令和5（2023）年度からの11年間の総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本構想と前期基本計画からなる「中城村第五次総合計画」を策定しました。本計画の将来像「中城が好き ～誇りと愛着が生み出す とよむ中城～」を実現するため、人（Persons）、ルーツ（Roots）、暮らし（Life）、持続可能性（Sustainability）、連携（Cooperation）の5つを基本理念として各施策を展開し、中城に住む人、訪れる人、関わる人それぞれが中城を「好き」になるといった魅力あるまちづくりを目指してまいります。

計画策定においては、各機関の有識者からなる審議会に、公募による村民の方々にも参画していただき、多分野にわたるご意見を取りまとめることができました。今後も村民の皆様からご意見をいただきながら、本計画における将来像の実現に向け邁進してまいります。

おわりに、第五次総合計画の策定にあたり、貴重なご提言をいただきました審議会委員の皆様、アンケートやパブリックコメントを通して多くのご意見をいただきました村民の皆様、計画策定にご尽力いただきました関係各位に対し心より感謝申し上げますとともに、将来像の実現に向けて村民の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます、ごあいさつと致します。

令和5年3月

中城村長 **浜田 京介**



目次

■はじめに

1. 総合計画の策定にあたって	1
2. 中城を取り巻く社会経済情勢	3
(1) 人口の増減、少子高齢化	3
(2) 地球環境問題・自然災害	3
(3) 情報化社会の進展	4
(4) 誰もが自分らしく生きられる社会の実現	5
(5) 感染症等への対応	5
(6) 持続可能な開発目標（SDGs）の実現	6
3. 総合計画の構成と期間・評価検証	7
(1) 計画の構成と期間	7
(2) 計画の評価・検証	8
(3) 計画人口と住民満足度	8

■基本構想

1. 中城の将来像	9
2. まちづくりの基本理念	11
3. 施策の大綱：目指す村の姿	13
4. 土地利用構想	19
(1) 土地利用の基本方針	19
(2) 4つの拠点を生かしたまちづくり	22

■基本計画

1. 基本計画の策定にあたって	24
(1) 基本計画策定の目的	24
(2) 基本計画の構成	24
2. 施策の体系	25
3. 基本計画の見方	27
4. 成果指標の設定	29
5. 基本目標・基本施策	30
目指す村の姿1：子どもの健やかな成長を支援します	
基本施策1 妊娠から成長までを支える仕組みを構築します	31
基本施策2 子どもの豊かな教育を支援します	35

目指す村の姿2：誰もが笑顔で元気に生活できる村にします	
基本施策3 健康に暮らすことができる村をつくりま	45
基本施策4 地域で支えあい、いきいき暮らせる村をつくりま	49
基本施策5 生涯にわたる学びの機会を創出しま	53
基本施策6 多様性を尊重し自分らしく暮らせる村をつくりま	56
基本施策7 平和の心を次世代につなぎま	58

目指す村の姿3：豊かな自然と歴史文化を守り継承します	
基本施策8 中城の美しい自然環境を保全しま	61
基本施策9 地球環境に配慮した取組みを推進しま	63
基本施策10 文化財を保存・継承しま	67

目指す村の姿4：安定したまちの基盤をつくりま	
基本施策11 全ての人々が快適に生活できるまちの基盤を整備しま	73
基本施策12 暮らしやすい住環境と美しい景観を創出しま	85

目指す村の姿5：中城の魅力を創造し発展させま	
基本施策13 経済と産業のさらなる発展を目指しま	93
基本施策14 多様な交流が生まれる環境を創出しま	103

目指す村の姿6：安全・安心の暮らしを創出しま	
基本施策15 災害に強い基盤と仕組みをつくりま	107
基本施策16 住民生活の安全・安心を確保しま	111

目指す村の姿7：連携と協働により持続的発展を目指しま	
基本施策17 地域コミュニティを育成しま	119
基本施策18 役場の体制強化と堅実な行財政運営を進めま	121

6. 重点プロジェクト	125
(1) 第五次総合計画における重点プロジェクトの基本的な考え方	125
(2) 重点プロジェクトの概要	125

■資料編

資料編1：統計からみる中城村の現状	資-1
資料編2：策定経緯	資-5
資料編3：検討体制	資-6
資料編4：アンケート調査結果	資-14
資料編5：総合計画の各施策とSDGsの関係	資-20

1. 総合計画の策定にあたって

第四次総合計画策定からの10年で、本村を取り巻く社会情勢は大きく変化しました。南上原地区の土地区画整理事業を基盤としたまちづくりによる村人口は、当初の想定を上回る勢いで増加し、令和2(2020)年11月に22,000人を突破したのち現在も増加し続けています。多くのマンションが立ち並び、平成25(2013)年4月に開校した中城南小学校は、既に2回の増築を実施し、県下でも有数のマンモス校として、多くの児童の学びの場となっています。劇的な人口増加が村の活力向上に寄与していることは事実であり、10年間の村政運営においては評価される面も多々ありますが、その背後で進行する高齢化や生活基盤の不足、さらには急速な人口増加に対して行政サービスのきめ細やかな対応が行き届かなくなるといった課題が顕在化していることは否めない事案です。特に、村外からの転入増加に伴い、村民の価値観やニーズの多様化が急速に進んだことで、第四次総合計画の策定時よりもさらにスピード感をもって様々な変化に対応するまちづくりを推進していくことが求められています。

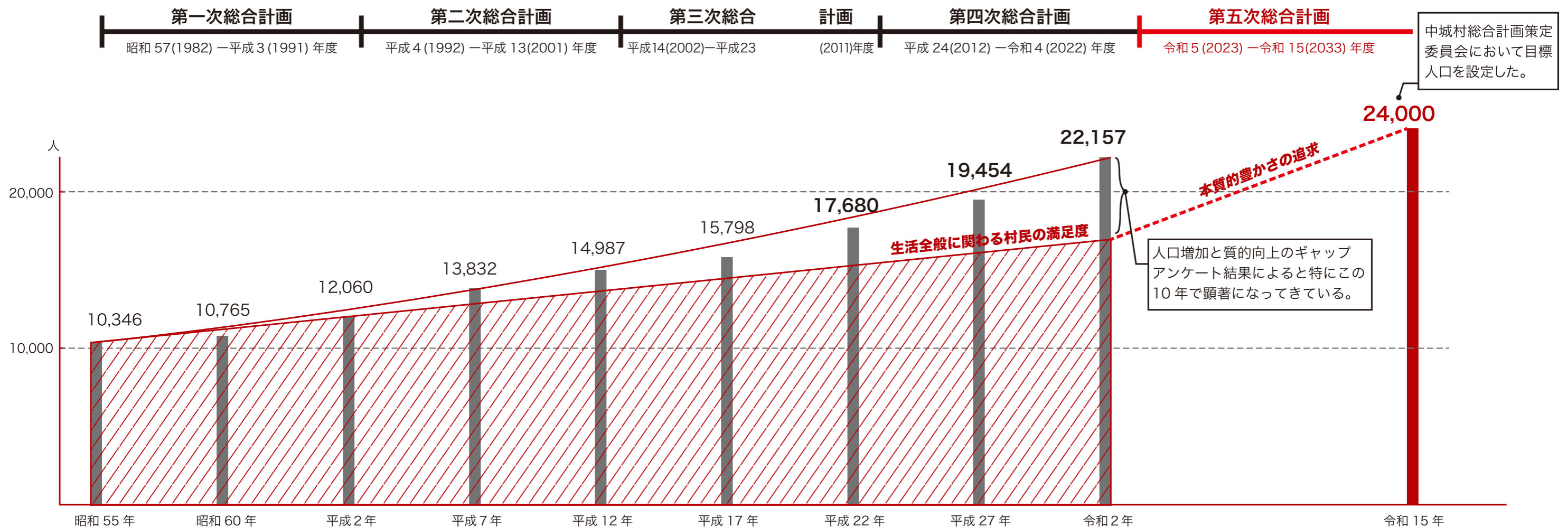
次に、社会情勢に目を向けてみますと、沖縄県においての主要産業である観光業は、堅調なインバウンド客のニーズに支えられ成長を遂げてきましたが、令和2(2020)年に発生した新型コロナウイルス感染症のパンデミックにより大きな打撃を受けました。本計画策定時においても、収束までの道筋は不透明であり、パンデミック前の状況に戻るまでにはまだ相応の時間を要することが予想されます。新型コロナウイルス感染症の流行は、産業だけにとどまらず、村民の日常生活にも大きな影響を与えており、これからの十数年をかけて、元の生活に戻すという視点に加え、新しい生活様式への柔軟な移行も視野に入れた村政運営を行っていくことが必要です。

こうした村の状況、さらには社会情勢をふまえ、これまでの10年で成し遂げた量的な成長に対する評価を行い、そこに豊かさを付加していく、いわば質的な成長を伴走させることが、これからの本村における課題であると位置づけました。量的な成長の歩みを持続させつつも、教育、保健・福祉、環境保全、産業振興といった様々な分野にわたる施策においては、新たなチャレンジを促しながら、その先にある本質的な豊かさを獲得するためのものでなければなりません。

本計画は、これまでの第一次から第四次までの総合計画の成果をふまえながら、新しい時代に対応しうるまちづくりの実現に向けて、村民と行政が「本当の豊かさ」を共有し目指しながら取り組んでいくための指針であり、村の最上位計画として位置づけます。また本計画は『第Ⅱ期中城村まち・ひと・しごと創生総合戦略』を兼ねるものとしします。

インバウンド
外国人が訪れてくる旅行。日本へのインバウンドは訪日外国人旅行、訪日旅行などといわれる。

パンデミック
感染症が世界的な規模で流行すること。または一国の全体や世界にある疾患が広がること。



2. 中城を取り巻く社会経済情勢

(1) 人口の増減、少子高齢化

日本の人口は、平成 20 (2008) 年の 1 億 2,808 万人をピークとして減少傾向にあり、平成 23 (2011) 年以降は一貫して減少しています。国立社会保障・人口問題研究所 (以下「社人研」) の「将来推計人口 (平成 29 年推計)」では、このまま人口が推移すると、2060 年の総人口は 9,284 万人にまで落ち込むと推計されています。このような人口減少の傾向は世界的に先進諸国で見られているものの、日本はそれに加えて少子高齢化の加速が群を抜いて進んでおり、2065 年の高齢化率 (65 歳以上人口が総人口に占める割合) は 35.6% になると見込まれています。今後も少子高齢化の進行は大きな課題であり、平成 22 (2010) 年に迎えた超高齢社会 (65 歳以上の高齢者の割合が人口の 21% を超えた社会) の進行に対する抑止策が必要となっています。(参考: 中城村における令和 4 (2022) 年 3 月時点の 65 歳以上の割合: 20.0%)

沖縄県の人口は、現在は増加傾向にあるものの、令和 12 (2030) 年頃から減少傾向に転じると予想されています。沖縄県は島しょ社会で域内マーケットに依存する特性から、産業構造やコミュニティーに大きな影響を及ぼすことが懸念されるため、人口減少を食い止めることと少子高齢化に適応できるまちづくりが求められています。

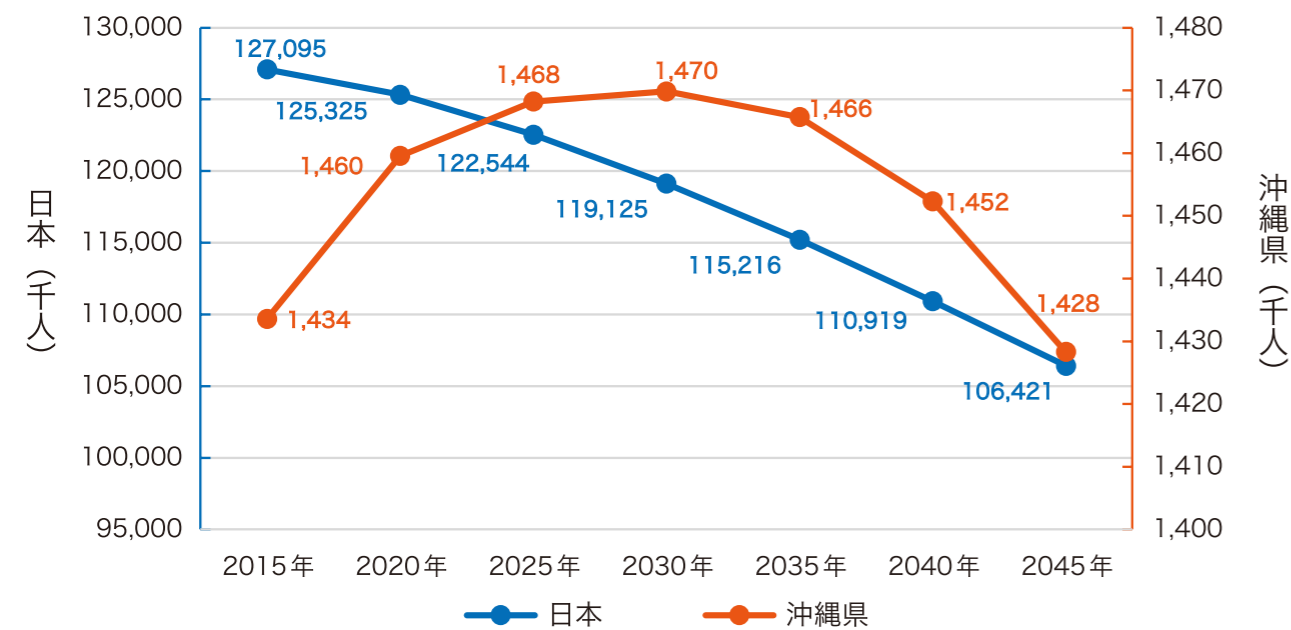


図: 日本と沖縄県の将来推計人口

※ 2015 年国勢調査の実績値を基にした人口推計 (国立社会保障・人口問題研究所)

(2) 地球環境問題・自然災害

今日の地球環境問題として、海洋プラスチックゴミ汚染や、気候変動問題、生物多様性の損失などが挙げられます。これらは廃棄物の増大や大気汚染、二酸化炭素等の温室効果ガスの増加等を原因として引き起こされています。さらに、異常気象の発生や海面上昇、それに伴う水資源や食糧生産の不安定化も懸念されています。

今後は、これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄を見直し、限られた資源をより有効に活用する環境への負荷の少ない持続可能な循環型社会の構築が求められています。

また、地球温暖化の影響に伴い、ゲリラ豪雨と呼ばれる局地的な大雨や台風等の様々な自然災害により、全国的に甚大な被害が多く発生しています。今後数十年内には南海トラフ地震および首都直下地震が発生することが予測されるなど、防災・減災意識の向上が求められています。とりわけ沖縄県は、台風や大雨の多い地域であり、毎年のように被害が発生し、被害規模も大きくなっているため、より一層の対策が必要となっています。

一方で、自然災害に関しては、災害時の避難において優先度の高い避難行動要支援者について円滑な避難が実施できるよう、平成 29 (2017) 年に「水防法等の一部を改正する法律 (国土交通省)」、令和 3 (2021) 年には「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針の改定 (内閣府)」が施行され、市町村や施設管理者による計画策定が進んでいます。

沖縄県でも、沖縄県防災危機管理センターの整備や民間事業者等との協定締結等による広域的な連携体制の強化等の取組みが進められています。沖縄県の自然豊かな地域資源を守り、美しい環境を次世代に引き継ぎながらも、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を可能とするまちづくりを進めていく必要があります。

(3) 情報化社会の進展

技術革新の著しい進展により、AI (人工知能)、IoT (Internet of Things) などの新たな技術を様々な分野に取り入れる新たな社会「超スマート社会 (Society5.0)」の実現が期待されています。これにより経済発展と社会的課題の解決を両立し、地球温暖化や経済格差の拡大など様々な地球規模の課題を乗り越え、多様な主体の持つ個性が活かされ、より快適に暮らせる社会の実現に向けた取組みが推進されます。さらに、後述する新型コロナウイルス感染症の流行を契機として、IoT は、国民生活や経済活動の維持に必要な不可欠な技術となりました。

令和 2 (2020) 年に策定された『自治体デジタルトランスフォーメーション (以下、DX) 推進計画 (総務省)』には、国による支援施策等、デジタル社会の構築に向けた取組みを全自治体において進めていくための計画が示されました。具体的に自治体においては「マイナンバーカードの普及促進」や「自治体の行政手続のオンライン化」などの施策を展開・推進していくことが求められています。また、令和 3 (2021) 年にはデジタル庁が発足し、「誰一人取り残されることなく、多様な幸せが実現できる社会」の実現を目指す方針が示されました。

沖縄県においても、県及び県内の市町村が協力・協調し、連携を図りながら推進することを目的に「沖縄県・市町村 DX 推進連絡会」が組織されています。

国立社会保障・人口問題研究所 (社人研)

厚生労働省の施設等機関で人口研究・社会保障研究はもとより、人口・経済・社会保障の相互関連についての調査研究を通じて、福祉国家に関する研究と行政を橋渡しする。

コミュニティー

地域社会あるいは共同体のこと。住環境として使われる場合は地域共同体を意味し、住民の間のつながりや相互の協力関係などをいう。

IoT

今までインターネットにつながっていなかったモノをつなぐこと。例えばスマートスピーカーや自動運転車等。

デジタルトランスフォーメーション (DX)

直訳すると「デジタル変革」。デジタル技術を社会に浸透させて人々の生活をより良いものへと変革すること。

(4) 誰もが自分らしく生きられる社会の実現

近年、誰もが安全に安心して暮らすことができ、多様性を認め合い自分らしく生きられる社会の実現に向けた動きが世界的に進められています。

特に、沖縄戦終戦後、27年間のアメリカ合衆国による占領・統治、昭和47（1972）年の日本本土復帰を経て今なお、沖縄県には米軍専用施設が集中していることから、平和発信拠点として啓発する取組みの推進が求められています。また、戦争や紛争のない社会はもとより、貧困、暴力、差別、人権の抑圧等のない、安らかで豊かな社会を目指すことも重要な目標です。生活困窮者の存在や子どもの貧困、ドメスティック・バイオレンス（以下「DV」）、児童虐待などの暴力や人権侵害の問題も深刻であり、支援が強く求められています。平成28（2016）年には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消法）」の3つの法律が施行され、人権に対する法整備も進みつつあります。沖縄県においては、令和3（2021）年には性的マイノリティーへの理解促進に向けて、すべての県民の尊厳を等しく守り、個々の違いを認め合い、互いに尊重しあう共生の社会づくりを目指す「沖縄県性の多様性尊重宣言（美ら島にじいろ宣言）」が公表されました。

労働環境に関しては、国をあげて働き方改革が進められています。多様な人材が活躍でき、働きやすい環境づくりに向けて、家庭や職場、社会全体における男女共同参画の推進に取り組んでいく必要があります。沖縄県における働き方改革の取組みとして、沖縄労働局働き方改革推進本部の設置、沖縄県ワーク・ライフ・バランス企業認証制度等が行われています。

(5) 感染症等への対応

世界的な大流行となった新型コロナウイルス感染症を受け、村民の生命や財産を守りながら、安心して暮らすことのできるまちづくりが求められています。さらにコロナ禍の経験から、働き方・暮らし方にも変化が生じており、今後の社会状況の変化に対応できる社会の構築が必要になっていきます。

(6) 持続可能な開発目標（SDGs）の実現

平成27（2015）年9月、国際連合で採択された「SDGs（持続可能な開発目標 Sustainable Development Goals）」は、全ての国に共通する、健康や教育、環境、パートナーシップなど広範な分野にわたる令和12（2030）年までの目標であり、積極的に取り組んでいくことが社会的責務となっています。我が国においても、『持続可能な開発目標（SDGs）アクションプラン』を毎年作成するとともに、その実現に向けて国をはじめ、地方公共団体、各種団体及び企業等の様々な主体が連携し、地方創生と一体的に取り組むこととしています。

沖縄県は、経済・社会・環境の三側面での持続可能な開発を実現するポテンシャルが高い都市・地域として、国が選定する「SDGs 未来都市」及び「自治体 SDGs モデル事業」に選定されました。令和3（2021）年には、県民と共に目指す沖縄らしい SDGs の推進の方向性を示した『沖縄県 SDGs 実施指針』を取りまとめ、沖縄らしい SDGs の基本理念を、「平和を求めて時代を切り拓き、世界と交流し、ともに支え合い誰一人取り残さない、持続可能な『美ら島』おきなわの実現」として、県民一人ひとりの行動の支えになるものと位置づけています。

SDGs の「17 の目標」との関わりを分かりやすく示すため、総合計画の基本計画において、主な目標を明記します。

ドメスティック・バイオレンス (DV)

配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振られる暴力。

ヘイトスピーチ

人種、出身国、民族、宗教、性的指向、性別、容姿、健康（障がい）などに基づいて、個人または集団を攻撃、脅迫、侮辱する発言や言動のこと。

性的マイノリティー

同性愛者や両性愛者、トランスジェンダー、性同一性障がいなど、性のあり方が少数派であることを意味する言葉。

ワーク・ライフ・バランス

仕事と生活のバランスが取れた状態のこと。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



3. 総合計画の構成と期間・評価検証

(1) 計画の構成と期間

総合計画は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」で構成されます。それぞれの性格と期間は次の通りです。

1) 基本構想

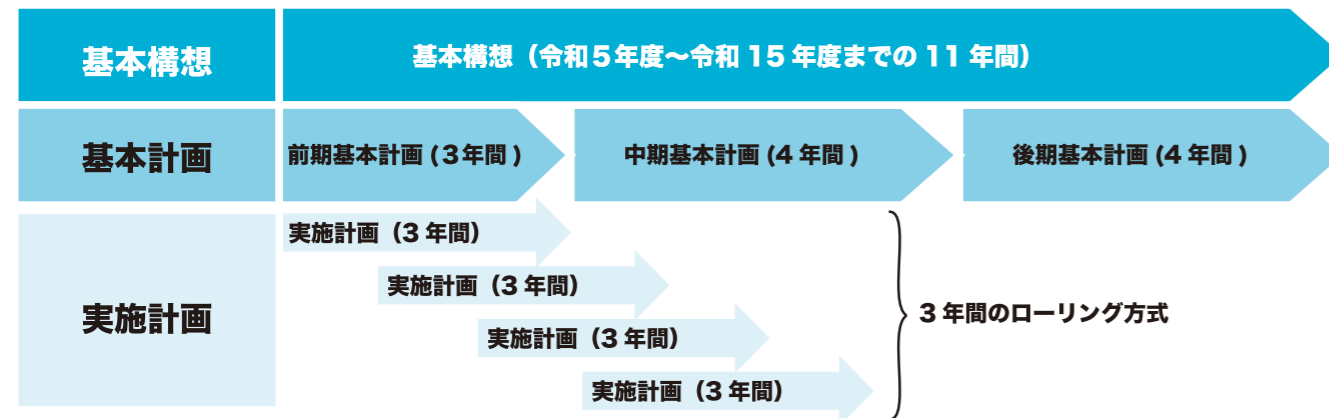
中城村のまちづくりの基本理念と目指すべき将来像を定め、これを実現するための施策の大綱を示します。基本構想の計画期間は、令和5（2023）年度から令和15（2033）年度までの11年間とします。

2) 基本計画

基本構想に掲げられた将来像を実現するための計画です。基本構想で示された施策の大綱を体系的に明らかにし、基本施策をより具体的に示したうえで計画を着実に推進します。基本計画の計画期間は、令和5（2023）年度から令和7（2025）年度までの3年を前期、令和8（2026）年度から令和11（2029）年度までの4年を中期、さらに令和12（2030）年度から令和15（2033）年度までの4年を後期として、それぞれ基本計画を策定します。中期・後期基本計画については、前期基本計画の達成状況や社会経済情勢の動向をふまえ改定を行うものとします。

3) 実施計画

実施計画は、基本計画において具体的に示された施策について、行財政事情をふまえ、どのように実施していくのかを掲げた事業計画です。実施計画の計画期間は3年間とし、毎年ローリング方式により社会経済情勢の変化や財政状況に照らし合わせた検討・見直しを行います。



(2) 計画の評価・検証

中城村第五次総合計画に掲げる取組みを着実に推進していくにあたり、年度ごとの計画進捗状況を把握し、計画期間終了時における計画の達成に向けた事業の改善や見直しにつなげるため、検証・評価を実施します。進捗状況については、取組みごとに進捗確認シートを作成し、各課担当者が記入を行います。検証・評価の手法については、以下の通りです。

- ①基本計画において設定した各取組みの指標について、目標値に対する現状を年度ごとに把握・検証し、未達成の場合は課題を含めて、状況に応じた実施計画の見直しを実施する。
- ②基本計画前期・中期・後期の最終年度においては、それまでの進捗確認と検証内容をもとに、それぞれの期間における総括評価を行い、次の期間の基本計画策定に際しての指標とする。
- ③検証・評価については、村議会の意見を聴取しながら、事業改善につなげるとともに、その結果を村ホームページに公表するなど、住民への適切な情報発信に努める。

フェーズ
段階、区切り、局面という意味。

(3) 計画人口と村民満足度

令和2（2020）年の国勢調査における本村の総人口は、22,157人です。本村においては、社人研の人口推計値による人口予測が、2045年まで増加フェーズにあることから、この予測値をふまえ、令和15（2033）年の目標人口を24,000人とします。

本計画においては、量的目標値の達成に加えて、村民の暮らしの質を向上させ、その両輪で経済的、精神的な豊かさを獲得していくことを目指していることは、冒頭に述べた通りです。そこで、人口目標の達成とあわせて、村民の生活全般に対する満足度についても目標値を定め、その達成についても目指していくものとします。

